

# 報酬等に関する開示事項

## 1. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項

### （1）「対象役職員」の範囲

銀行法施行規則第19条の2第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、銀行等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件（平成24年3月29日金融庁告示第21号、いわゆる報酬告示）に規定されている「対象役員」および「対象従業員等」（合わせて「対象役職員」）の範囲については、以下のとおりであります。

#### ①「対象役員」の範囲

対象役員は、当行の取締役および監査役であります。なお、社外取締役および社外監査役を除いております。

#### ②「対象従業員等」の範囲

当行では、対象役員以外の当行の役員および従業員ならびに主要な連結子法人等の役職員のうち、「高額の報酬等を受ける者」で当行およびその主要な連結子法人等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与える者等を「対象従業員等」として、開示の対象としております。なお、当行の対象役員以外の役員および従業員ならびに主要な連結子法人等の役職員で、対象従業員等に該当する者はおりません。

#### （ア）「主要な連結子法人等」の範囲

主要な連結子法人等とは、銀行の連結総資産に対する当該子法人等の総資産の割合が2%を超えるものおよびグループ経営に重要な影響を与える連結子法人等であります。なお、当行において主要な連結子法人等に該当する子法人等はありません。

#### （イ）「高額の報酬等を受ける者」の範囲

「高額の報酬等を受ける者」とは、当行の有価証券報告書記載の「役員区分ごとの報酬の総額」を同記載の「対象となる役員の員数」により除すことで算出される「対象役員の平均報酬額」以上の報酬等を受ける者を指します。

なお、退職一時金につきましては、報酬等の金額から退職一時金の全額を一旦控除したものの「退職一時金を在職年数で除した金額」を足し戻した金額をもって、その者の報酬等の金額とみなし、「高額の報酬等を受ける者」の判断を行っております。

#### （ウ）「グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるもの」の範囲

「グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるもの」とは、その者が通常行う取引や管理する事項が、当行、当行グループ、主要な連結子法人等の業務の運営に相当程度の影響を与え、または取引等に損失が発生することにより財産の状況に重要な影響を与える者であります。

## 4. 当社（グループ）の対象役職員の報酬等の種類、支払総額および支払方法に関する事項

対象役職員の報酬等の総額（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

区分	人 数 (人)	報酬等の総額 (百万円)	固定報酬の総額		変動報酬の総額			退職慰労金
			基本報酬	株式報酬型 ストップオプション	基本報酬	賞与	業績連動型 報酬	
対象役員（除く社外役員）	13	275	253	198	54	22	—	22
対象従業員等	—	—	—	—	—	—	—	—

（注）1. 株式報酬型ストップオプションについては、職位ごとに予め付与金額が決まっているため、固定報酬として記載しております。

2. 株式報酬型ストップオプションの権利行使時期は以下のとおりであります。

なお、当該ストップオプション契約では、行使期間中であっても権利行使は当行の取締役の地位を喪失した時まで継延べることとしております。

		行使期間
株式会社大光銀行第1回新株予約権		平成25年7月13日～平成55年7月12日
株式会社大光銀行第2回新株予約権		平成26年7月15日～平成56年7月14日
株式会社大光銀行第3回新株予約権		平成27年7月14日～平成57年7月13日

## 5. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系に関し、

### その他参考となるべき事項

前段、前項に掲げたもののほか、該当する事項はありません。

#### （2）対象役員の報酬等の決定について

当行では、株主総会において役員報酬の総額（上限額）を決定しております。株主総会で決議された取締役の報酬の個人別の配分については、取締役会に一任されております。また、監査役の報酬の個人別の配分については、監査役の協議に一任されております。

#### （3）報酬体系、報酬内容の決定に係る取締役会の構成員に対して払われた報酬等の総額および取締役会の会議の開催回数

	開催回数 (平成27年4月～平成28年3月)
取締役会（株式会社大光銀行）	1回

（注）報酬等の総額については、報酬体系、報酬内容の決定についての職務執行に係る対価に相当する部分のみを切り離して算出することができないため、報酬等の総額は記載しておりません。

## 2. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系の設計に関する事項

当行は、取締役の報酬について、株主総会において承認された総額の範囲内において、次に掲げる方針に基づき、取締役会決議により別途定めている内部規程により、毎年決定することとしております。

（1）取締役の報酬は、①役割や責任に応じて月次で支給する「基本報酬」、②単年度の業績等に応じて支給する「業績連動型報酬」、③中長期的な企業価値向上への貢献意欲や株主重視の経営意識をより一層高めるための「株式報酬型ストップオプション」をもって構成する。

（2）社外取締役の報酬は、中立性および独立性を高めるため、月次で支給する「基本報酬」のみとする。

監査役の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針は定めておりませんが、監査役の報酬体系については基本報酬のみとし、各監査役への支給時期、配分等については、監査役の協議により決定しております。

## 3. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系

対象役員の報酬の決定に当たっては、株主総会で役員全体の報酬総額が決議され、決定される仕組みになっております。

また、対象従業員等の報酬等の決定に当たっては、当行グループの財務状況等を勘案の上、予算措置を行う仕組みになっております。

なお、当行は対象役職員の報酬等の額のうち業績連動部分の占める割合は小さく、また、リスク管理に悪影響を及ぼす可能性のある報酬体系は採用しておりません。